

添付資料5-11 官用車運行管理業務に係る要求水準

内 容	項 目	要求水準
業務提供時間 及び場所	業務提供時間	<ul style="list-style-type: none"> 閉庁日及び国が特に指定した日を除く日の、8時30分～17時30分を原則とする。
	時間外対応等	<ul style="list-style-type: none"> 業務の都合上必要があると認めるときは、時間外においても業務を遂行するものとする。 時間外業務（閉庁日における業務も含む。）については、実需に即応できるよう業務提供体制を整備し、時間外業務の要請があった場合には適切に対応すること。なお、時間外業務については、事業期間中の時間外業務の時間数を本事業の範囲とし、その費用の精算及び支払い方法等については、「事業費の算定及び支払方法」（資料-2）による。
	業務提供場所	<ul style="list-style-type: none"> 8号館内に設置される運転手控室及び運転手待機室を使用する。 新庁舎、8号館及び内閣府別館等から職員が必要とする場所までの範囲とする。運行範囲は庁舎近辺を想定しており、遠隔地は基本的に含まない。 車両の保管場所及び待機場所として以下の場所を予定する。 新庁舎 8号館 内閣府別館 永田町合同庁舎 虎ノ門第37森ビル 赤坂パークビル なお、これらの場所は事業期間中に変更となり、また追加となる可能性がある。
業務提供対象	業務提供対象	<ul style="list-style-type: none"> 原則として各入居官署とする。なお、以下に指定する官職の運転は業務提供の対象外とするが、協議により業務提供の対象とすることができる。 <p>指定する官職 内閣総理大臣※ 内閣官房長官※、国务大臣 内閣官房副長官、副大臣 国家安全保障局長、内閣危機管理監、内閣人事局長、大臣政務官 内閣官房副長官補、内閣広報官、 内閣情報官、内閣総理大臣補佐官 事務次官 内閣総務官 ※秘書官含む</p>
業務提供体制	業務提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 予定する管理車両台数は事業期間を通じて76台とする。管理車両の車種は、主に小型車（1800cc前後）であり、その他ステーションワゴン4台及びマイクロバス1台を保有する。なお、管理車両は国が用意する。管理車両一覧は、参考資料5-6を参照すること。 勤務シフトについては、内部職員と十分に調整のうえ業務計画書に含めること。 車両1台につき、専用の業務従事者1人の配置を原則とするが、必要な時に管理車両が運行可能な状態であれば、配置人員は事業者の提案に委ねることとする。 管理車両のうちステーションワゴン及びマイクロバスについては状況に応じて適宜運行を行うこと。 一般公用車以外の車両については講習等を実施し、安全な運行が可能と認められる状況としておくこと。 当該車両が修理等で運行業務ができないときは代替車両で業務を行うこと。なお、代替車両は国で用意する。

添付資料5-11 官用車運行管理業務に係る要求水準

内 容	項 目	要求水準
業務提供体制	業務従事者の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・業務提供時間中は専任の業務責任者を8号館に常駐させ、国との調整、連絡調整責任者への配車指示、業務従事者の指導監督及び事故等の緊急対応に当たること。なお、業務責任者は業務従事者と兼ねることができない。 ・上記の車両保管場所及び待機場所に連絡調整責任者を適宜配置すること。なお、この場合、連絡調整責任者は業務従事者と兼ねることができない。 ・業務従事者に対する安全教育制度を設け、その教育を実施すること。 ・業務従事者の配置に際し、霞ヶ関周辺の中央官庁等の配置等について、教育を行うこと。
	業務従事者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・普通自動車運転免許取得後5年以上経過した者であること。 ・運営企業又は官用車運行管理業務を実施する企業が直接雇用する社員であり、東京都内における運転従事歴が3年以上かつ継続して半年以上あること。 ・事業期間にわたり、過去3年以内に運転免許証の停止処分等の原因となる重大な交通違反歴がないこと。 ・各年度当初において、原則、満年齢65歳以下であること。ただし、下記条件を充たした者は、各年度当初において満年齢69歳以下まで従事することができる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 各年度当初において満年齢66歳以上である場合 年2回以上の定期健康診断を受診し、運転に支障のないことが確認された者。（当該業務従事者に関し、体力及び健康面に問題のない者であることを事業者が確認している旨を書面により国に提出すること。） (2) 各年度当初において満年齢68歳以上である場合 上記（1）に加え、国土交通大臣が認定する事業用自動車運転者に対する適正診断（旅客）もしくはそれと同等の適正診断を受診し、その診断結果に基づく指導を官用車運行管理業務を実施する企業から受けた者。（当該業務従事者に関し、上記（1）に加え、当該指導を受けた者であることを事業者が確認している旨を書面により国に提出すること。） ・恒常的に早出・残業をすることが予想されることから、体力及び健康面に問題のない者であること。 ・内閣府ではマイクロバスを所有しているため、上記に加えて中型免許以上を所有している者を2名以上配備すること。 ・上記に記載する教育を定期的を受講していること。
官用車運行管理	運行管理	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、各業務提供対象ごとに、業務従事者及び車両ごとの運行計画を作成し提示する。この運行管理計画を十分に把握理解し、これに従って官用車の運行管理を行うこと。
	運行内容報告	<ul style="list-style-type: none"> ・運行管理状況について自動車運転日誌を作成し、国及び各入居官署に毎日提出すること。
	官用車日常保守	<ul style="list-style-type: none"> ・官用車の日常点検（道路運送車両法第47条の2の規定による）、国が用意するヒューズウォッシャー液等の消耗品等の交換等、日常必要とする保守業務を実行すること。

添付資料5-11 官用車運行管理業務に係る要求水準

内 容	項 目	要求水準
官用車運行	定期運行・不定期運行	<ul style="list-style-type: none"> 各入居官署ごとの運行管理計画に基づき、定期または不定期に官用車を運行する。 定期運行：運行管理計画（定期運行）に基づき、定期の経路及び日時による職員の定期的送迎を行う。 定期運行は毎日同一人が行うが、国が交代を求めた場合は適切に対処すること。 不定期運行：運行管理計画（不定期運行）に基づき、職員の業務上の要請に応じて不定期な経路及び日時による目的地までの運行を行う。
	時間外運行（時間外業務等）	<ul style="list-style-type: none"> 業務提供時間外での定期・不定期運行を行う。各業務提供対象ごとの運行管理計画等に基づき、適切に官用車を運行すること。なお、時間外業務時間は1台あたり平均30時間/月を想定している。 時間外業務等は以下のとおりの区分とする。 <ul style="list-style-type: none"> イ 時間外業務： <ul style="list-style-type: none"> ①17:30～22:00及び5:00～8:30 ②22:00～5:00 ロ 休日業務： <ul style="list-style-type: none"> ①5:00～22:00 ②0:00～5:00及び22:00～24:00 時間外業務の算出の時間は、原則として車両の保管場所からの出入りにおける運転前点検の開始時間から運行後点検・清掃の終了時までとする。 時間外業務等の時間数は、1ヶ月分を合計するものとし、合計の時間に1時間未満の端数が生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。
燃料の取り扱い	効率的な官用車の運行	<ul style="list-style-type: none"> 自動車運転日誌をもとに、走行距離と燃料消費の状況が適切かどうか確認を行う。
	日常の給油	<ul style="list-style-type: none"> 日常の運行に必要な給油は、国の指定する給油所で行うこととし、その対価は国の負担とする。
	燃料費の立替払い	<ul style="list-style-type: none"> 長距離運行に必要な燃料代・通行料等は立替えるものとする。燃料代等の立替えを適切に行い、領収書等支払（立替）を証明する書類を必ず提出すること。なお、立替費用の精算は、本事業外で別途国が負担する。
事故対応等	事故等の報告	<ul style="list-style-type: none"> 業務の実施に伴い事故等が発生した場合は、直ちにその旨を国に報告し、速やかに事故処理を行うものとする。その場合において、事業者は、処理方法について国に報告しなければならない。
	事故に関する損害賠償等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、業務の実施に伴い発生した事故の処理を行うとともに、これに伴う国及び第三者への損害賠償の一切の責めを負う。国と十分に連絡をとりつつ、事故に係る一切の事故処理手続きを適切に行うこと。
	保険付保	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、管理車両に対して交通事故に対応した次の最低条件を満たす任意保険に必ず加入しておくこと。 <ul style="list-style-type: none"> 車両：時価 対人賠償：無制限 対物賠償：1千万円 保険契約を締結した際にはその証券を遅滞なく国に提示するものとし、国の承諾なくして保険契約及び保険金額の変更または解約をすることはできないものとする。